

公益社団法人青森県診療放射線技師会公印規程

平成31年4月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「**本会**」という。）において使用する公印の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(定義及び種類)

第2条 この規程の公印とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印鑑で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とするものをいい、公印の種類は次のとおりとする。

- (1) 会長実印（法務局に「代表理事の印」として印鑑登録済の印）
- (2) 銀行丸印（銀行等金融機関届出の印）
- (3) 法人角印（主として会費、セミナーの請求等に使用する印）

(公印の管理)

第3条 会長は、必要に応じて第2条に規定する公印を管理する者（以下「**公印管理責任者**」という。）を指名することができる。公印管理責任者は、別表第1のとおりとする

- 2 公印管理責任者は、公印が不正に使用されることがないように、公印は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これを施錠しておかなければならない。
- 3 公印管理責任者は、必要あると認めるときは、本会役員のうちから公印取扱者を指名することができる。
- 4 前項の公印取扱者を指定したときは、公印管理責任者は速やかに、会長にその旨を報告しなければならない。

(公印のひな形及び寸法)

第4条 公印のひな形及び寸法は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、公印の印影の刷込みを行う場合における公印の印影の寸法は、別表第1に定める形状の差異を2mm以内とする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第5条 公印の新調、改刻及び廃止は、公印管理責任者からの申請に基づき会長が行う。

(事故報告)

第6条 第2条に規定する公印について、盗難、紛失等の事故があつたときは、公印管理責任者は、直ちに、当該公印の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長に報告しなければならない。当該公印について、偽造、不正使用等の事故があつたときも、同

様とする。

(使 用)

第7条 公印の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて公印管理責任者又は公印取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。ただし、公印管理責任者及び公印取扱者が使用する場合は、省略する。

2 公印を押印するときは、公印使用簿に必要な事項を記入し、その用途を明確にしておかなければならない。ただし、第2条第2号に定める公印については公益社団法人青森県診療放射線技師会会計処理規程第10条第1項に定める会計伝票に替えることができる。

(査 閲)

第8条 第2条第1号に定める会長実印については、会長は月に1度、公印使用簿を査閲するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成31年4月27日から施行する。(平成31年4月27日理事会議決)

2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、この規程に基づき作成された公印とみなす。

3 当分の間、法人角印を本会の実印として使用する。

別表第1
(第2条、第3条、第4条関係)

公印の種類並びに公印管理責任者及び公印取扱者

種類	公印管理責任者	公印取扱者	表示内容	形状
会長印	なし	なし	公益社団法人青森県 診療放射線技師会会 長之印	丸印 直径18mm
銀行印	総務担当 副会長	会計担当 常務理事	公益社団法人青森県 診療放射線技師会銀 行之印	丸印 直径18mm
法人印	総務担当 副会長	総務担当 常務理事	公益社団法人青森県 診療放射線技師会	角印 23mm角